

## 目次

第一章 総則	第一条 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合並びに労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び労働の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。
第二章 総則（第一条～第四条）	第二章 適用事業等（第五条～第九条）
第三章 失業等給付（第十条～第十二条）	第三章 通則（第十一条～第十二条）
第四章 一般被保険者の求職者給付（第十三条～第十五条）	第四節 一般被保険者の求職者給付（第十三条～第十五条）
第五章 基本手当（第十三条～第三十五条）	第五節 基本手当（第十三条～第三十五条）
第六章 技能習得手当及び寄宿手当（第三十六条）	第六節 技能習得手当及び寄宿手当（第三十六条）
第七章 傷病手当（第三十七条）	第七節 傷病手当（第三十七条）
第八章 不服申立て及び訴訟（第六十九条～第七十一条）	第八節 不服申立て及び訴訟（第六十九条～第七十一条）
第九章 雜則（第七十二条～第八十二条）	第九節 雜則（第七十二条～第八十二条）
第十章 好き（第八十三条～第八十六条）	第十节 好き（第八十三条～第八十六条）

## (目的)

第一条 雇用保険は、政府が管掌する。	第一条 雇用保険は、政府が管掌する。
第二条 次に掲げる者については、この法律は、適用しない。	第二条 次に掲げる者については、この法律は、適用しない。
一 一週間の所定労働時間が二十時間未満である者（第三十七条の五第一項の規定による申請をして高年齢被保険者となる者及びこの法律を適用することとした場合において第四十条第三項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く）。	一 一週間の所定労働時間が二十時間未満である者（第三十七条の五第一項の規定による申請をして高年齢被保険者となる者及びこの法律を適用することとした場合において第四十条第三項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く）。
二 同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されることが見込まれない者（前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第四十二条に規定する日雇労働者であつて第四十三条第一項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く）。	二 同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されることが見込まれない者（前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第四十二条に規定する日雇労働者であつて第四十三条第一項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く）。
三 季節的に雇用される者であつて、第三十八条第一項各号のいずれかに該当するもの	三 季節的に雇用される者であつて、第三十八条第一項各号のいずれかに該当するもの
四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条、第一百二十四条又は百三十四条第一項の学校の学生又は生徒であつて、前三号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者	四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条、第一百二十四条又は百三十四条第一項の学校の学生又は生徒であつて、前三号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

## 2

五 船員法（昭和二十二年法律第二百号）第一条に規定する船員（船員職業安定法（昭和二十二年法律第二百三十号）第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。）であつて、船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。）であつて、漁船（政令で定めるものに限る。）に乗り組むため雇用される者（一年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。）	五 船員法（昭和二十二年法律第二百号）第一条に規定する船員（船員職業安定法（昭和二十二年法律第二百三十号）第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。）であつて、船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。）であつて、漁船（政令で定めるものに限る。）に乗り組むため雇用される者（一年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。）
六 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であつて、厚生労働省令で定める	六 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であつて、厚生労働省令で定める
七 第二章 適用事業等	七 第二章 適用事業等
八 第五条 この法律においては、労働者が雇用されることは適用事業とする。	八 第五条 この法律においては、労働者が雇用されることは適用事業とする。

## 3

九 第九条 厚生労働大臣は、第七条の規定による届出若しくは前条の規定による請求により、又は職権で、労働者が被保険者となつたこと又は被保険者でなくなつたこととの確認を行ふものとす	九 第九条 厚生労働大臣は、第七条の規定による届出若しくは前条の規定による請求により、又は職権で、労働者が被保険者となつたこと又は被保険者でなくなつたこととの確認を行ふものとす
一〇 第十条 失業等給付は、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付とする。	一〇 第十条 失業等給付は、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付とする。
一一 一 基本手当	一一 一 基本手当
一二 技能習得手当	一二 技能習得手当
一三 寄宿手当	一三 寄宿手当
一四 傷病手当	一四 傷病手当

## 3

一五 前項の規定にかかるらず、第三十七条の二第二項に規定する高年齢被保険者に係る求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる事業を適用事業とする。	一五 前項の規定にかかるらず、第三十七条の二第二項に規定する高年齢被保険者に係る求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる事業を適用事業とする。
---	---

付は、高年齢求職者給付金とし、第三十八条规定する短期雇用特例被保険者に係る求職者給付は、特例一時金とし、第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に係る求職者給付は、日雇労働求職者給付金とする。
4 就職促進給付は、次のとおりとする。
一 就業促進手当
二 移転費
三 求職活動支援金
4 教育訓練給付は、次のとおりとする。
一 教育訓練給付金
二 教育訓練休暇給付金
5 雇用継続給付は、次のとおりとする。
一 高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金（第六節第一款において「高年齢雇用継続給付」という。）
二 介護休業給付金（就職への努力）
第十条の二 求職者給付の支給を受ける者は、必 要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、職 業に就くように努めなければならない。（未支給の失業等給付）
第十条の三 失業等給付の支給を受けることがで きる者が死亡した場合において、その者に支給 されるべき失業等給付でまだ支給されない ものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届 出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事 情にあつた者を含む。）、子、父母、孫、祖父母 又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時そ の者と生計を同じくしていたものは、自己の名 で、その未支給の失業等給付の支給を請求する ことができる。
2 前項の規定による未支給の失業等給付の支 給を受けるべき順位者は、全員のためその全 額につきしたものとみなし、その一人に対して した支給は、全員に対してしたものとみなす。 (返還命令等)
第十条の四 偽りその他不正の行為により失業等 給付の支給を受けた者がある場合には、政府 は、その者に対し、支給した失業等給付の全 部又は一部を返還することを命ずることがで き、また、厚生労働大臣の定める基準により、 

2 当該偽りその他不正の行為により支給を受けた 失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額 を納付することを命ずることができる。
2 前項の場合において、事業主、職業紹介事業 者等（労働施策の総合的な推進並びに労働者の 雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (昭和四十一年法律第百三十二号) 第二条に規 定する職業紹介機関又は業として職業安定法 (昭和二十二年法律第百四十一号) 第四条第四 項に規定する職業指導（職業に就こうとする者 の適性、職業経験その他実情に応じて行うもの に限る。）を行う者（公共職業安定所その他の 職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。） の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。） 、募集情報等提供事業を行なう者（同条第六項に 規定する募集情報等提供事業として行なう者をい い、同項第三号に掲げる行為（労働者にならう とする者の依頼を受けて行う場合に限る。）を 行なう者に限る。以下この項及び第七十六条第二 項において同じ。）又は指定教育訓練実施者 (第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣 が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同 じ。)が偽りの届出、報告又は証明をしたため その失業等給付が支給されたものであるとき は、政府は、その事業主、職業紹介事業者等、 募集情報等提供事業を行なう者又は指定教育訓練 実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた 者と連帶して、前項の規定による失業等給付の 返還又は納付を命ぜられた金額の納付をするこ とを命ずることができる。
3 徵収法第二十七条及び第四十一条第二項の規 定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜ られた金額の納付を怠つた場合に準用する。 (受給権の保護)
第十一條 失業等給付を受ける権利は、譲り渡 し、担保に供し、又は差し押えることができな い。
第二節 一般被保険者の求職者給付 (基本手当の受給資格)
第一款 基本手当
第十一条 税その他の公課は、失業等給付とし て支給を受けた金額を標準として課することが できない。

2 ができないかたつた被保険者については、当該理由 により賃金の支払を受けることができなかつた 日数を二年に加算した期間（その期間が四年を 超えるときは、四年間）。第十七条第一項にお いて「算定対象期間」という。）に、次条の規 定による被保険者期間が通算して十二箇月以上 であったときに、この款の定めるところによ り、支給する。
2 特定期由離職者及び第二十三条第二項各号の いずれかに該当する者（前項の規定により基本 手当の支給を受けることができる資格を有する こととなる者を除く。）に対する前項の規定の 適用については、同項中「二年間」とあるのは 「二年間」と、「二年に」とあるのは「二年に」 と、「十一箇月」とあるのは「六箇月」とする。
2 前項の特定理由離職者は、離職した者のうち、 第二十三条规定各号のいずれかに該当する者 以外の者であつて、期間の定めのある労働 契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更 新がないこと（その者が当該更新を希望したに もかかわらず、当該更新についての合意が成立 するに至らなかつた場合に限る。）その他のや むを得ない理由により離職したものとして厚生 労働省令で定める者をいう。
2 第九条の規定による被保険者となつたこと の確認があつた日の二年前の日（第二十二条 第五項に規定する者にあつては、同項第二号 に規定する被保険者の負担すべき額に相当す る額がその者に支払われた賃金から控除され ていたことが明らかである時期のうち最も古 い時期として厚生労働省令で定める日）前に おける被保険者であつた期間
2 第九条の規定により計算された被保険者期間 を受けたことがある場合には、第六十条の三 第一項に規定する休暇開始日前における被保 険者であつた期間

2 第十四条 被保険者期間は、被保険者があつた期 間のうち、当該被保険者でなくなつた日又は各 月においてその日に応当し、かつ、当該被保 険者があつた期間内にある日（その日に応当する 労働省令で定める者をいう） (被保険者期間)
2 第十五条 基本手当は、受給資格を有する者（次 節から第四節までを除き、以下「受給資格者」と いう。）が失業している日（失業しているこ とにについての認定を受けた日に限る。以下この 款において同じ。）について支給する。
2 前項の失業していることについての認定（以 下この款において「失業の認定」という。）を 受けようとする受給資格者は、離職後、厚生労 働省令で定めるところにより、公共職業安定所 に出頭し、求職の申込みをしなければならな い。
3 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職 業安定所において、受給資格者が離職後最初に 出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前 の二十八日の各日について行なうものとする。た だし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指 定において読み替えて適用する場合を含む。)の

示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うもの）を含む）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練（厚生労働省令で定めるもの）を除く。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。（以下同じ。）を受ける受給資格者その他の厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。

4 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定にかかるわらず、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭することができなかつた場合において、その期間が継続して十五日未満であるとき。

二 公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面接するために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

三 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

四 天災その他やむを得ない理由のために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

5 職業の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者が求人者に面接したこと、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介され、又は職業指導を受けたことその他求職活動を行つたことを確認して行つものとする。

（基本手当の日額）

第十六条 基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千四百六十円以上四千九百二十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）について百分の八十、四千九百二十円以上一万二千九百十円以下に掲げる受給資格者の区）に算定した額を下するときはその額を、第一号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

2 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは、「百分の四十五」と、「四千九百二十円以上一万二千九百円以下」とあるのは、「四千九百二十円以上一万八百八十円以下」とする。

（賃金日額）

第十七条 賃金日額は、算定対象期間において第十四条（第一項ただし書を除く。）の規定により被保険者期間として計算された最後の六箇月間に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。次項、第六節及び次章において同じ。）の総額を百八十で除して得た額とする。

2 前項の規定による額が次の各号に掲げる額に満たないときは、賃金日額は、同項の規定にかかるわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められている場合には、前項に規定する最後の六箇月間に支払われた賃金の総額を当該最後の六箇月間に労働した日数で除して得た額の百分の七十に相当する額

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められている場合には、その部分の総額をその期間の総日数（賃金の一部が月によって定められている場合には、一箇月を三十日として計算する。）で除して得た額と前号に掲げる額との合算額

3 前項の規定により賃金日額を算定することが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した額を賃金日額とすることが適当でないと認められるときは、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を賃金日額とする。

4 前三项の規定にかかるわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下するときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

2 受給資格に係る離職の日において三十歳以上六十五歳未満である受給資格者（四千九百二十円以上六千三百四十円）の受給資格に係る離職の日において三十歳以上六十五歳未満である受給資格者（一万四千八百五十円）

二 受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者（一万三千三百七十九円）

（基本手当の日額）

第十八条 厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成二十七年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超えて下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2 前項の規定により変更された自動変更対象額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

3 前項の規定に基づき算定された各年度の八月一日以後に適用される自動変更対象額のうち、最低賃金日額（当該年度の四月一日に効力を有する地域別最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第九条第一項に規定する地域別最低賃金をいう。）の額を基礎として厚生労働省令で定める算定方法により算定した額をいいう。）に達しないものは、当該年度の八月一日以後、当該最低賃金日額とする。

4 前三项の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千四百六十円以上四千九百二十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千九百二十円以上一万二千九百円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（支給の期間及び日数）

第十九条 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一 その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から一千二百八十二円（その額が次項の規定により改定されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき 基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二 合計額が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えるとき（次号に該当する場合を除く。）当該超える額（次号において「超過額」という。）を基本手当の日額から控除した残りの額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

三 超過額が基本手当の日額以上であるとき 基礎日数分の基本手当を支給しない。

2 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十七年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超えて、又は下るに至つた場合において、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3 受給資格者は、失業の認定を受けた期間中に自己の労働によって収入を得たときは、厚生労働省令で定めるところにより、その収入の額を他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

（支給の期間及び日数）

第二十条 基本手当は、この法律に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で





内に失業している日について、所定給付日数を超えて受給資格者に基本手当を支給する措置を決定することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、政令で定める日数を限度とするものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の措置を決定した後ににおいて、政令で定める基準に照らして必要があると認めるときは、同項の規定により指定した期間（その期間がこの項の規定により延長されたときは、その延長された期間）を延長することができる。

3 第一項の措置に基づく基本手当の支給（以下「全国延長給付」という。）を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に第一項後段に規定する政令で定める日数を加えた期間とする。

（延長給付に関する調整）

**第二十八条** 個別延長給付を受けている受給資格者については、当該個別延長給付が終わつた後でなければ広域延長給付、全国延長給付及び訓練延長給付（第二十四条第一項又は第二項）の規定による基本手当の支給を（以下同じ。）は行わず、広域延長給付を受けている受給資格者については、当該広域延長給付が終わつた後でなければ全国延長給付及び訓練延長給付は行わず、全国延長給付を受けている受給資格者については、当該全国延長給付が終わつた後でなければ訓練延長給付は行わない。

2 訓練延長給付を受けている受給資格者について個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付が行われることとなつたときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について訓練延長給付は行わず、全国延長給付を受けている受給資格者について個別延長給付又は広域延長給付が行われることとなつたときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について全国延長給付は行わず、広域延長給付を受けている受給資格者について個別延長給付が行われることとなつたときは、個別延長給付が行われる間は、その者について広域延長給付は行わない。

3 前二項に規定するものほか、第一項に規定する各延長給付を順次受ける受給資格者に係る基本手当を支給する日数、受給期間その他のこれらの延長給付についての調整に関して必要な事項は、政令で定める。

（給付日数を延長した場合の給付制限  
第二十九条 訓練延長給付（第二十四条）

規定による基本手当の支給に限る。第三十二条第一項において同じ)、個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを指んだときは、その拒んだ日以後基本手当を支給しない。ただし、それが新たに受給資格を取得したときは、この限りでない。

前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。  
(支給方法及び支給期日)

**第三十条** 基本手当は、厚生労働省令で定めるところにより、四週間に一回、失業の認定を受けた日分を支給するものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る基本手当の支給について別段の定めをすることができる。

公共職業安定所長は、各受給資格者について基本手当を支給すべき日を定め、その者に通知するものとする。  
(未支給の基本手当の請求手続)

**第三十一条** 第十条の三第一項の規定により、受給資格者が死亡したため失業の認定を受けることができるかたの期間に係る基本手当の支給を請求する者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該受給資格者について失業の認定を受けなければならない。

前項の受給資格者が第十九条第一項の規定に該当する場合には、第十条の三第一項の規定による未支給の基本手当の支給を受けるべき者は、厚生労働省令で定めるところにより、第十九条第一項の収入の額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。  
(給付制限)

2 前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。  
(支給方法及び支給期日)

第三十条 基本手当は、厚生労働省令で定めることにより、四週間に一回、失業の認定を受けた日分を支給するものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る基本手当の支給について別段の定めをすることができる。

2 公共職業安定所長は、各受給資格者について基本手当を支給すべき日を定め、その者に通知するものとする。  
(未支給の基本手当の請求手続)

三十三条 被保険者が自己の責めに帰すべき重業及び同種の技能に係る一般的の賃金水準に比べて、不相当に低いとき。  
四 職業安定法第二十条（第二項ただし書きを除く。）の規定に該当する事業所に紹介されたとき。

五 その他正当な理由があるとき。

六 受給資格者が、正当な理由がなく、厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

七 受給資格者についての第一項各号のいずれかに該当するかどうかの認定及び前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

<p><b>第三十四条</b> 偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けたに受給資格を取得した場合には、同項の規定に基づく基本手当を支給する。</p> <p>3 受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないとされたため、当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部について基本手当の支給を受けることができなくなった場合においても、第二十二条规定の適用については、当該受給資格に従つてするものとする。</p>	<p>3 基本手当の受給資格に係る離職について第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる場合において、当該基本手当を支給しないこととされる期間に七日を超えて三十日以下の範囲内で厚生労働省令で定める日数及び当該受給資格に係る所定給付日数に相当する日数を加えた期間が一年（当該基本手当の受給資格に係る離職の日において第二十二条第二項第一号に該当する受給資格者にあっては、一年に六十日を加えた期間）を超えるときは、当該受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、これらの規定による期間に該超える期間を加えた期間とする。</p>	<p>4 前項の規定に該当する受給資格者については、第二十四条第一項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは、「第三十三条第三項」とする。</p>	<p>5 第三項の規定に該当する受給資格者が個別延長給付、広域延長給付、全国延長給付又は訓練延長給付を受ける場合におけるその者の受給期間についての調整に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>
<p>2 前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格を取得した場合には、同項の規定によるとした者には、これらの給付の支給を受け、又は受けたに受給資格を取得した場合に該当する。</p>	<p>2 前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格を取得した場合には、同項の規定によるとした者には、これらの給付の支給を受けることができる。</p>	<p>3 前号に規定する訓練を基準日以後に受けける受給資格者（同号に該当する者を除く。）</p>	<p>3 前号に規定する訓練を基準日以後に受けける受給資格者（同号に該当する者を除く。）</p>







三 職業安定法第二十条(第二項の規定に該当する事業所に紹介されたとき。)の規定に該当する事業所に紹介されたとき。  
四 その他正当な理由があるとき。

二　日雇労働求職者給付金の日額は、次のイから  
らハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハ  
までに定める額とする。

4 第四十六条、第四十七条、第五十条第二項、第五十一条及び第五十二条の規定は、前条の規定による日雇労働求職者給付金について準用する。

3 第一項の規定は、第二十二条第三項の規定に規定する算定対象期間における被保険者期間として計算された最後の大箇月間に含まれる期間において納付された印紙保険料の額を厚生労働省令で定める率で除して得た額を当該期間に支払われた賃金額とみなす。

による算定基礎期間の算定についての場合において、第一項中「被保険者までの期間を第一

被保険者であつた期間を第十四条の規定によつて  
被保険者期間の計算において被保険者であつた  
期間とみなす」とあるのは、「当該日雇労働被  
保険者であつた期間を第二十二条第三項に規定  
する基準日まで引き続いて同一の事業主の適用  
事業に被保険者として雇用された期間に該当す  
るものとして計算する」と読み替えるものとす  
る。

## 第五節 就職促進給付

**第五十六条の三** 就業促進手当は、次の各号のい  
ずれかに該当する者に対して、公共職業安定所  
長が厚生労働省令で定める基準にて定めて必要とする

長が厚生労働省令一定めに基づいて従つて必要があると認めたときに、支給する。

た受給資格者であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該

職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条

第一項及び第二項の規定による期間（第三十一条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間）は、大至第二

いでは同項の規定による期間として次第第二項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。)の最後の日ま

での間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。) が当

該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるもの

二 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日ににおける基本手当の支給残日数が当該受給資格

に基づく所定給付日数の三分の一未満である者に限る。)、高年齢受給資格者(高年齢求職

者給付金の支給を受けた者であつて、当該高年齢受給資格に係る離職の日の翌日から起算して一ヶ月超過していよいよ二箇月を含む。以下

して一年を経過していないもののを含む(以上この節において同じ)。特例受給資格者(特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職日の翌日から起算して









育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることがで、かかる被保険者を受けたことがある場合において、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る育児休業（同一の子について二回以上の育児休業をした場合においては、初回の育児休業とする。）を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この項目及び次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の五十（当該育児休業（同一の子について二回以上の育児休業をした場合にあっては、初回の育児休業とする。）を開始した日から起算し当該育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して百八十日以上に達するまでの間に限り、百分の六十七）に相当する額（支給単位期間に当該第六十一条の八

#### 8 被保険者の養育する子について、当該被保

者との配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第六十一条の十第一項第三号及び第二項において同一の子の第一項第三号及び第二項において同一の日において当該子を養育するための休業をしている場合における第一項の規定の適用については、同項中「その一歳」とあるのは、「そ

#### （出生時育児休業給付金）

（出生時育児休業給付金）

（出生時育児休業給付金）

#### 二

同一の子について当該被保険者がした出生

時育児休業ごとに、当該出生時育児休業を開始した日から当該出生時育児休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が二十八日

#### 3

第一項の「みなし被保険者期間」は、出生時育児休業を開始した日を被保険者でなくなつた

育児休業を開始した日から当該出生

#### 4

出生時育児休業給付金の額は、出生時育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該出生時育児休業給付金の支給に係る出生時育児休業（同一の子について二回目の出生時育児休業とした場合にあっては、当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとまでとし、出産予定日後

#### 5

出生時育児休業給付金の額は、出生時育児休業（同一の子について二回目の出生時育児休業とした場合にあっては、当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとまでとし、出産予定日後

#### 6

（出生時育児休業給付金）

（出生時育児休業給付金）

#### 7

（出生時育児休業給付金）

（出生時育児休業給付金）

#### 8

（出生時育児休業給付金）

#### 9

（出生時育児休業給付金）

#### 10

（出生時育児休業給付金）

#### 11

（出生時育児休業給付金）

#### 12

（出生時育児休業給付金）

#### 13

（出生時育児休業給付金）

#### 14

（出生時育児休業給付金）

#### 15

（出生時育児休業給付金）

#### 16

（出生時育児休業給付金）

#### 17

（出生時育児休業給付金）

#### 18

（出生時育児休業給付金）

#### 19

（出生時育児休業給付金）

#### 20

（出生時育児休業給付金）

#### 21

（出生時育児休業給付金）

#### 22

（出生時育児休業給付金）

#### 23

（出生時育児休業給付金）

#### 24

（出生時育児休業給付金）

#### 25

（出生時育児休業給付金）

#### 26

（出生時育児休業給付金）

#### 27

（出生時育児休業給付金）

#### 28

（出生時育児休業給付金）

#### 29

（出生時育児休業給付金）

#### 30

（出生時育児休業給付金）

#### 31

（出生時育児休業給付金）

#### 32

（出生時育児休業給付金）

#### 33

（出生時育児休業給付金）

#### 34

（出生時育児休業給付金）

#### 35

（出生時育児休業給付金）

#### 36

（出生時育児休業給付金）

#### 37

（出生時育児休業給付金）

#### 38

（出生時育児休業給付金）

#### 39

（出生時育児休業給付金）

#### 40

（出生時育児休業給付金）

#### 41

（出生時育児休業給付金）

#### 42

（出生時育児休業給付金）

#### 43

（出生時育児休業給付金）

#### 44

（出生時育児休業給付金）

#### 45

（出生時育児休業給付金）

#### 46

（出生時育児休業給付金）

#### 47

（出生時育児休業給付金）

#### 48

（出生時育児休業給付金）

#### 49

（出生時育児休業給付金）

#### 50

（出生時育児休業給付金）

#### 51

（出生時育児休業給付金）

#### 52

（出生時育児休業給付金）

#### 53

（出生時育児休業給付金）

#### 54

（出生時育児休業給付金）

#### 55

（出生時育児休業給付金）

#### 56

（出生時育児休業給付金）

#### 57

（出生時育児休業給付金）

#### 58

（出生時育児休業給付金）

#### 59

（出生時育児休業給付金）

#### 60

（出生時育児休業給付金）

#### 61

（出生時育児休業給付金）

#### 62

（出生時育児休業給付金）

#### 63

（出生時育児休業給付金）

#### 64

（出生時育児休業給付金）

#### 65

（出生時育児休業給付金）

#### 66

（出生時育児休業給付金）

#### 67

（出生時育児休業給付金）

#### 68

（出生時育児休業給付金）

#### 69

（出生時育児休業給付金）

#### 70

（出生時育児休業給付金）

#### 71

（出生時育児休業給付金）

#### 72

（出生時育児休業給付金）

#### 73

（出生時育児休業給付金）

#### 74

（出生時育児休業給付金）

#### 75

（出生時育児休業給付金）

#### 76

（出生時育児休業給付金）

#### 77

（出生時育児休業給付金）

#### 78

（出生時育児休業給付金）

#### 79

（出生時育児休業給付金）

#### 80

（出生時育児休業給付金）

#### 81

（出生時育児休業給付金）

#### 82

（出生時育児休業給付金）

#### 83

（出生時育児休業給付金）

#### 84

（出生時育児休業給付金）

#### 85

（出生時育児休業給付金）

#### 86

（出生時育児休業給付金）

#### 87

（出生時育児休業給付金）

#### 88

（出生時育児休業給付金）

#### 89

（出生時育児休業給付金）

#### 90

（出生時育児休業給付金）

#### 91

（出生時育児休業給付金）

#### 92

（出生時育児休業給付金）

#### 93

（出生時育児休業給付金）

#### 94

（出生時育児休業給付金）

#### 95

（出生時育児休業給付金）

#### 96

（出生時育児休業給付金）

#### 97

（出生時育児休業給付金）

#### 98

（出生時育児休業給付金）

#### 99

（出生時育児休業給付金）

#### 100

（出生時育児休業給付金）

#### 101

（出生時育児休業給付金）

#### 102

（出生時育児休業給付金）

#### 103

（出生時育児休業給付金）

#### 104

（出生時育児休業給付金）

#### 105

（出生時育児休業給付金）

#### 106

（出生時育児休業給付金）

#### 107

（出生時育児休業給付金）

#### 108

（出生時育児休業給付金）

#### 109

（出生時育児休業給付金）

#### 110

（出生時育児休業給付金）

#### 111

（出生時育児休業給付金）

#### 112

（出生時育児休業給付金）

#### 113

（出生時育児休業給付金）

#### 114

（出生時育児休業給付金）

#### 115

（出生時育児休業給付金）

#### 116

（出生時

だし、やむを得ない理由がある場合には、育児休業給付の全部又は一部を支給することができることとができない者とされたものが、同項に規定する日以後、当該育児休業給付の支給に係る育児休業を開始した日に養育していた子以外の子について新たに育児休業を開始し、育児休業給付の支給を受けることができる者となつた場合は、同項の規定にかかわらず、当該育児休業に係る育児休業給付を支給する。

### 第三節 出生後休業支援給付

#### (出生後休業支援給付金)

**第六十一条の十** 出生後休業支援給付金は、被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、対象期間内にその子を養育するための休業(以下この節において「出生後休業」という。)をした場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときに、支給する。

一 当該出生後休業(当該子について二回以上の出生後休業をした場合にあつては、初回の出生後休業とする。以下この号及び第四項において同じ。)を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間)に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であったとき。

二 対象期間内にした出生後休業の日数が通算して十四日以上であるとき。

三 当該被保険者の配偶者が当該出生後休業に係る子について出生後休業をしたとき(当該配偶者が当該子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間内にした場合における前項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは、「第一号及び第二号」とする。)

一 配偶者のない者その他厚生労働省令で定める者である場合

二 当該被保険者の配偶者が適用事業に雇用される労働者でない場合

三 当該被保険者の配偶者が当該出生後休業に係る子について労働基準法第六十五条第二項の規定による休業その他これに相当する休業をした場合

四 前三号に掲げる場合のほか、当該被保険者が当該出生後休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間内において当該子を養育するための休業をすることができない場合として厚生労働省令で定める場合

五 被保険者が当該出生後休業についてこの節の定めるとところにより出生後休業支援給付金の支給を受けたことがある場合において、当該被保険者が次の各号のいずれかに該当する出生後休業をしたときは、前二項の規定にかかわらず、出生後休業支援給付金は、支給しない。

一 同一の子について当該被保険者が複数回の休業を受けたことがある場合において、当該被保険者が次の各号のいずれかに該当する出生後休業をしたときは、前二項の規定にかかわらず、当該出生後休業支援給付金は、支給しない。

二 同一の子について当該被保険者が五回以上の出生後休業を取得することについて妥当である場合として厚生労働省令で定める場合に該当しない場合における二回目以後の出生後休業

三 同一の子について当該被保険者が当該出生後休業ごとに、当該出生後休業を開始した日から当該出生後休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が二十八日に達した日後の出生後休業

四 第一項第一号の「みなし被保険者期間」は、出生後休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条(第二項第三号を除く。)の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

五 労働基準法第六十五条第二項の規定による休業をした被保険者であつて、前項に規定するみなし被保険者期間が十二箇月に満たないものについての第一項(第一号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、同号中「当該出生後休業(当該子について二回以上の出生後休業をした場合にあつては、初回の出生後休業とする。以下この号及び第四項において同じ。)を開始した日」とあるのは、「特例基準日(当該子について労働基準法第六十五条第一項

の規定による休業を開始した日(厚生労働省令で定める理由により当該日によることが適当でないと認められる場合には、当該理由に応じて厚生労働省令で定める日)をいう。以下の号及び第四項において同じ。)と、「出生後休業を開始した日」とあるのは「特例基準日」と、同項中「出生後休業を開始した日」とあるのは「特例基準日」とする。

六 出生後休業支援給付金の額は、出生後休業支援給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該出生後休業支援給付金の支給に係る出生後休業(同一の子について二回以上の出生後休業をした場合にあつては、初回の出生後休業とする。)を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額に当該被保険者が対象期間内に出生後休業をした日数(その日数が二十八日を超えるときは、二十八日)を乗じて得た額の百分の十三に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第一項中「第一項ただし書」とあるのは「第一項ただし書及び第二項第三号」と、同条第四項中「第二号に掲げる額」とあるのは「第二号ハに定める額」とする。

七 第一項及び前項の「対象期間」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 被保険者がその子について労働基準法第六十五条第二項の規定による休業をしなかつたとき、その子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間

二 被保険者がその子について労働基準法第六十五条第二項の規定による休業をしたとき(イからハまでに定める期間)

イ 出産予定期に当該子が出生したとき

イイ 该出生の日から起算して十六週間を経過する日の翌日までの期間

ロ 出産予定期前に当該子が出生したとき

リ 当該出生の日から当該出産予定期から起算して十六週間を経過する日の翌日までの期間

（給付制限）  
**第六十一条の十一** 第六十一条の九の規定は、出生後休業支援給付について準用する。この場合において、同条第二項中「係る育児休業を」とあるのは「係る出生後休業(次条第一項に規定する出生後休業をいう。以下この項において同じ。)を」と、「新たに育児休業」とあるのは「新たに出生後休業」と、「同項の」とあるのは「前項の」と、「育児休業に」とあるのは「出生後休業に」と読み替えるものとする。

### 第四節 育児時短就業給付

#### (育児時短就業給付金)

**第六十一条の十二** 育児時短就業給付金は、被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、その二歳に満たない子を養育するための所定労働時間を短縮することによる就業(以下この節において「育児時短就業」という。)を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間)に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であったとき。

二 対象期間内にした出生後休業の日数が通算して十四日以上であるとき。

三 当該被保険者の配偶者が当該出生後休業に係る子について出生後休業をしたとき(当該配偶者が当該子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間

一 被保険者がその子について労働基準法第六十五条第二項の規定による休業をしたとき(イからハまでに定める期間)

イ 出産予定期に当該子が出生したとき

イイ 该出生の日から起算して十六週間を経過する日の翌日までの期間

ロ 出産予定期前に当該子が出生したとき

リ 当該出生の日から当該出産予定期から起算して十六週間を経過する日の翌日までの期間

二 前項の規定にかかる月に支払われた賃金の額が、厚生労働省令で定めるところにより、労働者をその賃金の高低に従い区分し、その区分された階層のうち最も高い賃金の額に係る階層に属する労働者の賃金の額の



二 職業訓練の推進のための活動を行う者に対し、同法第十一條に規定する計画に基づく職業訓練、同法第二十四条第三項（同法第二十二条第七条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する認定職業訓練（第五号において「認定職業訓練」という。）その他当該事業主等の行う職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行うこと。

二 公共職業能力開発施設（公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。以下この号において同じ。）又は職業能力開発総合大学校（職業能力開発総合大学校の行う指導員訓練又は職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。）を設置し、又は運営すること、職業能力開発促進法第十五条の七第一項ただし書に規定する職業訓練を行うこと及び公共職業能力開発施設を設置し、又は運営する都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

三 求職者及び退職を予定する者に対する就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習（第五号において「職業講習」という。）並びに作業環境に適応させるための訓練を実施すること。

四 職業能力開発促進法第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇を与える事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

五 職業訓練（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行うものに限る。）又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に職業能力開発促進法第十一條に規定する計画に基づく職業訓練、認定職業訓練その他の職業訓練を受けさせる事業主（当該職業訓練を受ける期間、労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う事業主に限る。）に対して、必要な助成を行うこと。

六 職業能力開発促進法第十条の三第一項第一号の規定によりキャリアコンサルティング（同法第一条第五項に規定するキャリアコンサルティングをい。以下この号において同

七 技能検定の実施に要する経費を負担すること、技能検定を行う法人その他の団体に対して、技能検定を促進するために必要な助成を行うこと及び技能検定を促進するために必要な助成を行う都道府県に対して、これに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

八 同意地域高齢者就業機会確保計画に係る高齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十四条第二項第三号に規定する事業のうち労働者の能力の開発及び向上に係るものを行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

前項各号に掲げる事業の実施に關して必要な基準については、同項第二号の規定による都道府県に対する経費の補助に係るものにあつては政令で、その他の事業に係るものにあつては厚生労働省令で定める。

政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第三章

第六十四条 政府は、被保険者であつた者及び被保険者にならうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に対し、同法第五条の規定による助成を行うこと及び同法第七条に規定する特定求職者に對して、同法第七条第一項の職業訓練受講給付金を支給することができること。

(事業における留意事項)

第六十五条 第六十二条及び第六十三条の規定による事業又は當該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しつつ、行われるものとする。

ない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

2 前項第一号に規定する日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、国庫は、毎会計年度（国庫が同号口の規定による負担額を負担する会計年度を除く。）において、支給した当該超過額について、同号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。

3 前項に規定する一般保険料の額は、第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じた額とする。

一 次に掲げる額の合計額（以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。）

イ 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額

ロ 徴収法第十二条第一項第三号に掲げる事業に係る一般保険料の額

二 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額

三 一般保険料徴収額から前項に掲げる額を減じた額に徴収法第十二条第四項第二号に規定する育児休業給付費充當徴収保険率を雇用保険率で除して得た率（次項及び第六十八条第二項において「育児休業給付率」という。）を乗じて得た額

四 一般保険料徴収額から第二号に掲げる額を減じた額に徴収法第十二条第四項第三号に規定する二事業費充當徴収保険率を雇用保険率で除して得た率（次項及び第六十八条第二項において「二事業率」という。）を乗じて得た額

五 日雇労働求職者給付金については、国庫は、毎会計年度（国庫が第一項第二号口の規定による負担額を負担する会計年度を除く。）において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、同項第二号の規定にかかるわらず、同号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額（その額が当該会計年度において支給した日雇労働求職者給付金の総











号) 抄 附 則 (昭和六〇年六月八日法律第五六)

昭和五十九年九月	納付日数に四を乗じて得た日
昭和五十九年十月	納付日数に三を乗じて得た日
昭和五十九年十一月	納付日数に二を乗じて得た日
昭和五十九年十二月	数(その日数)
昭和六十一年一月	数(その日数)

(雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置)  
第九条 旧受給資格者が施行日以後に安定した職業に就いた場合においては、附則第四条の規定により從前の例によることとされた当該受給資格に係る雇用保険法第二十条第一項の規定による期間を新雇用保険法第二十二条第一項の規定による期間と、附則第三条第一項の規定による基本手当の日額とみなして、新雇用保険法第五十六条の二の規定を適用する。

(常用就職支度金の額に関する経過措置)  
第十条 旧受給資格者(旧特例受給資格者及び附則第八条の規定による日額の日雇労働求職者給付金の支給を受ける者に対する新雇用保険法第五十七条第三項の規定の適用については、同項中「第十六条の規定」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第五十四号)附則第三条第一項の規定」と、「基本手当の受給資格者」とあるのは「同項の規定による旧受給資格者」と、「第十六条から第十八条まで」とあるのは「同項」と、「第四十八条又は第五十四条第二号」とあるのは「同法附則第八条」とする。

(印紙保険料の額に関する経過措置)  
第十一条 施行日前の日について納付すべき印紙

(その他の経過措置の政令への委任)  
第二十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和五九年一二月二五日法律第六号)  
(施行期日) 八七号)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(政令への委任)  
第二十八条 附則第二条から前条までに定めるものは、政令で定める。

2 第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。(施行期日)	第十二条 この法律は、昭和六十三年七月一日から施行する。附 則 (平成元年六月二八日法律第三六号)抄
3 第一条 この法律は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法の目次の改正規定(第六十一条の二)を「第六十二条」に改める部分に限る。同法第一条、第三条及び第六十一条の二第一項の改正規定、同法第六十二条を削り、同法第六十一条の二を同法第六十六条第三項第三号及び第五項第一号並びに第六十八条第二項の改正規定、同法第六十五条、第六十二条とする改正規定、同法第六十五条及び第七条から第十二条までの規定は、公布の日から施行する。	第十三条 附則第二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(施行期日)
4 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六条、第四十七条及び附則第七条第一項の改正規定、第二条中雇用保険法第八十三条から第八十五条までの改正規定並びに附則第十条の規定が施行の日から起算して一月を経過した日 二 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日 三 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日 四 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日 五 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日	第十四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。(施行期日)
5 第二条 政府は、この法律の施行後、今後の雇用動向等を勘案しつつ、雇用保険事業における諸給付の在り方、費用負担の在り方等について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(賃金日額等に関する経過措置)	第十五条 その受給資格に係る離職の日が平成四年十月一日以前である受給資格者(以下「旧受給資

2 第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。(施行期日)	第十六条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。ただし、次各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六条、第四十七条及び附則第七条第一項の改正規定、第二条中雇用保険法第八十三条から第八十五条までの改正規定並びに附則第十条の規定が施行の日から起算して一月を経過した日 二 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日 三 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日 四 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日 五 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日
3 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六条、第四十七条及び附則第七条第一項の改正規定、第二条中雇用保険法第八十三条から第八十五条までの改正規定並びに附則第十条の規定が施行の日から起算して一月を経過した日 二 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日 三 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日 四 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日 五 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日	第十七条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六条、第四十七条及び附則第七条第一項の改正規定、第二条中雇用保険法第八十三条から第八十五条までの改正規定並びに附則第十条の規定が施行の日から起算して一月を経過した日 二 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日 三 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日 四 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日 五 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日
4 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六条、第四十七条及び附則第七条第一項の改正規定、第二条中雇用保険法第八十三条から第八十五条までの改正規定並びに附則第十条の規定が施行の日から起算して一月を経過した日 二 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日 三 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日 四 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日 五 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日	第十八条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六条、第四十七条及び附則第七条第一項の改正規定、第二条中雇用保険法第八十三条から第八十五条までの改正規定並びに附則第十条の規定が施行の日から起算して一月を経過した日 二 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日 三 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日 四 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日 五 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十一条第一項第一号又は第三十七条の五第一項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定が施行の日から起算して一月を経過した日
5 第二条 政府は、この法律の施行後、今後の雇用動向等を勘案しつつ、雇用保険事業における諸給付の在り方、費用負担の在り方等について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(賃金日額等に関する経過措置)	第十九条 その受給資格に係る離職の日が平成四年十月一日以前である受給資格者(以下「旧受給資

格者」という。)に係る雇用保険法第十七条第三項の規定による賃金日額の算定については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。)第十九条第一項(新雇用保険法第三十七条第九項において準用する場合を含む。)の規定は、平成四年十月一日以後に行われる失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合について適用する。

3 新雇用保険法第十九条第二項の規定は、平成四年度以後の年度において同項に規定する場合に該当することとなつた場合における同条第一項に規定する控除額の変更について適用する。(基本手当の支給の期間に関する経過措置)

第五条 旧受給資格者に係る雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間については、なお従前の例による。(再就職手当の支給に関する経過措置)

第六条 平成四年十月一日前に安定した職業に就いた受給資格者についての雇用保険法第五十六条の第二項の規定による再就職手当の支給について、なお従前の例による。

2 旧受給資格者が平成四年十月一日以後に安定した職業に就いた場合においては、前条の規定により従前の例によるとされた当該旧受給資格者に係る雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間とみなして、新雇用保険法第五十六条の第二項の規定を適用する。(国庫負担に関する経過措置)

第七条 新雇用保険法附則第二十三条第一項の規定は、平成四年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。この場合において、平成四年度に係る国庫の負担額については、同項中「十分の八」とあるのは、「十分の九」とする。(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第二条から第七条まで及び第九条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成四年三月三一日法律第二十三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年六月三日法律第六十七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年六月二九日法律第五七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第五十六条の二第一項の改正規定(「第三十七条の六の規定により受給資格者とみなされた者を含む。以下この節において同じ。」)を削る部分を除く。)及び同法附則第二十五条を同法附則第二十六条とし、同法附則第二十四条を同法附則第二十五条とし、同法附則第二十三条の次に一条を加える改正規定、第三条中船員保険法第三十条ノ九及び第三十三条ノ十五ノ二の改正規定並びに附則第十二条、第十八条及び第十九条の規定(この法律の公布の日)の属する月の翌月の初日

二 第一条中雇用保険法第四十五条、第五十条第一項及び第五十三条第一項第一号の改正規定並びに附則第十条の規定(この法律の公布の日)の属する月の翌月の初日

三 略

四 第一条中雇用保険法第四十八条、第四十九条及び第五十四条の改正規定、第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一条及び第十三条第一項の規定(この法律の公布の日)の属する月の翌月の初日

五 第一条中雇用保険法第四十九条及び第五十五条の改正規定、第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一条及び第十三条第一項の規定(この法律の公布の日)の属する月の翌月の初日

六 第一条中雇用保険法第四十九条及び第五十五条の改正規定(この法律の公布の日)の属する月の翌月の初日

七 第一条中雇用保険法第四十九条及び第五十五条の改正規定(この法律の公布の日)の属する月の翌月の初日

八 第一条中雇用保険法第四十九条及び第五十五条の改正規定(この法律の公布の日)の属する月の翌月の初日

九 第一条中雇用保険法第四十九条及び第五十五条の改正規定(この法律の公布の日)の属する月の翌月の初日

(基本手当の日額等に関する経過措置)

第二条 受給資格に係る離職の日がこの法律の施行日(以下「施行日」という。)前である基本手当の受給資格者(以下「旧受給資格者」という。)であるが、当該受給資格に基づく基本手当の支給を受ける初日が平成八年八月一日前であるもの(以下「旧日額対象の旧受給資格者」という。)に係る基本手当の日額の自動的変更に関する経過措置)

第三条 平成七年度における基本手当の日額の自動的変更については、労働大臣は、第一条の規定による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。)第十八条第一項の規定にかかるわらず、平成六年四月一日から始まる年度の平均給与額が平成三年六月における平均定期給与額(第一条の規定による改正前の雇用保険法

項の規定により基本手当日額表が改正された場合は、当該改正の基礎となつた平均定期給与額)を超えて、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、平成七年八月一日以後の新雇用保険法第十八条第三項に規定する自動変更対象額を変更しなければならない。この場合における同項に規定する自動変更対象額の変更は、新雇用保険法第三章の規定の適用については、新雇用保険法第十八条の規定による同項の自動変更

2 前項の規定により変更された同項の自動変更対象額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

(基本手当の所定給付日数及び個別延長給付に関する経過措置)

第四条 旧受給資格者に係る所定給付日数及び個別延長給付の日数については、なお従前の例による。

2 受給資格に係る離職の日(以下この項において「基準日」という。)が施行日から平成十二年三月三十一日までの間にある受給資格者(施行日において五十五歳以上六十歳未満であるものに限る。)であつて、次の各号のいずれにも該当し、かつ、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして就職が困難な者であると認めたものについては、新雇用保険法第二十二条の二の規定にかかるわらず、雇用保険法第二十条第一項及び第二項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて、基本手当を支給することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六十日を超えない範囲内で厚生労働省令で定める日数を限度とするものとする。

一 新雇用保険法第二十二条の二第一項第一号イからニまでのいずれかに該当する者その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める者

二 次のいずれかに該当する者

イ 基準日において短時間労働被保険者以外の被保険者であった受給資格者であつて、その算定基礎期間が十年以上二十年未満である者

二 次のいずれかに該当する者

イ 基準日において短時間労働被保険者以外の被保険者であつて、その算定基礎期間が一年以上五年未満である者

3 前項の規定に該当する受給資格者については、雇用保険法第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項並びに第二十七条第一項中「所定給付日数」にあるのは、「所定給付日数に雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第四条第二項に規定する厚生労働省令で定める日数を加えた日数」とする。

(基本手当等の給付制限に関する経過措置)

第五条 施行日前に公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等については、新雇用保険法第三十三条第一項ただし書(新雇用保険法第三十七条の四第五項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(傷病手当の日額に関する経過措置)

第六条 旧日額対象の旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかるわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

(高年齢求職者給付金の額に関する経過措置)

第七条 高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前である高年齢受給資格者(以下「旧高年齢受給資格者」という。)に係る高年齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。

(高年齢求職者給付金の額に関する経過措置)

第八条 旧雇用保険法第三十七条の六の規定により基本手当の支給を受ける旧高年齢受給資格者に係る求職者給付の支給については、なお従前の例による。ただし、同条の規定により受給資格者とみなされることにより取得した受給資格に係る基本手当の支給を受ける初日が平成八年八月一日以後である旧高年齢受給資格者に係る基本手当の日額については、新雇用保険法第十六条から第十八条までの規定を適用して算定する。

(特例一時金の額に関する経過措置)

第九条 特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者(以下「旧特例受給資格者」という。)に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 第四十条第一項の規定の適用については、次の各号に定めると

二 同項中「第十五条第一項に規定する受給資格者」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第二条に規定する旧日額対象の旧受給資格者」

と、「第十六条から第十八条まで」とあるのは、「同条」とする。

二 第四十条第二項の規定は、適用しない。

(日雇労働求職者給付金の受給資格に関する経過措置) 附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の日前の日に係る日雇労働求職者給付金の受給資格については、なお従前の例による。

(日雇労働求職者給付金の日額等に関する経過措置) 附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の日前の日に係る日雇労働求職者給付金の受給資格については、なお従前の例による。

**第十一条** 平成六年九月一日前の日に係る日雇労働求職者給付金の日額及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十二条第一項に規定する印紙保険料の額の区分に係る賃金の日額(第三項及び第四項において「等級区分日額」という。)については、なお従前の例による。

平成六年九月中に支給する日雇労働求職者給付金に関する新雇用保険法第四十八条の規定の適用については、同年七月中の日について第二条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料とみなし、旧雇用保険法第四十八条第一号に規定する第一級印紙保険料(以下「旧第一級印紙保険料」という。)のうち同年八月中の日について納付された新雇用保険法第四十八条第一号に規定する第一級印紙保険料(以下「新第一級印紙保険料」という。)のうち同年八月中の日について納付された旧第一級印紙保険料の納付日数を超えるときは、当該旧第一級印紙保険料の納付日数に相当する納付日数分については当該納付日数分の新第一級印紙保険料と、残余の納付日数分については当該納付日数分の新雇用保険法第四十八条第二号イに規定する第二級印紙保険料と、旧雇用保険法第四十八条第二号イに規定する第二級印紙保険料、旧雇用保険法第四十八条第二号ロに規定する第三級印紙保険料及び旧雇用保険法第四十八条第二号ハに規定する第四級印紙保険料については新雇用保険法第四十八条第二号ロに規定する第三級印紙保険料とみなす。

厚生労働大臣は、当分の間、平均定期給与額が平成六年九月の平均定期給与額(新雇用保険法第四十九条第一項の規定により日雇労働求職者給付金の日額等が変更されたときは、直近の

当該変更の基礎となつた平均定期給与額。次項において同じ。)の百分の百二十を超えるに至つたことにより同項の規定により日雇労働求職者給付金の日額等を変更する場合においては、同一項の規定にかかわらず、日雇労働求職者給付金の日額である四千円については六千二百円に、等級区分日額である八千二百円については一万三千三百円に、それぞれ変更するものとする。

厚生労働大臣は、当分の間、平均定期給与額が平成六年九月の平均定期給与額の百分の八十三を下るに至つたことにより新雇用保険法第四十九条第一項の規定により日雇労働求職者給付金の日額等を変更する場合においては、同項の規定にかかわらず、日雇労働求職者給付金の日額である六千二百円については四千円に、等級区分日額である一万三千三百円については八千二百円に、それぞれ変更するものとする。

第二項の規定は、新雇用保険法第五十三条第一項の規定による申出をした者であつて、同項第二号に規定する基礎期間の最後の月(以下この項において「最終月」という。)が次の表の上欄に掲げる月又は平成六年十二月であるものに対して支給する日雇労働求職者給付金に関する新雇用保険法第五十四条第二号の規定について準用する。この場合において、最終月が同欄に掲げる月である者に関しては、第二項中「同年七月」とあるのは「新雇用保険法第五十三条第一項第二号に規定する基礎期間のうち同年七月三十一日までの期間内」と、「納付日数(その納付日数)とあるのは同表上欄に掲げる最終月の区分に応じ同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成六年十 (その日数)	納付日数に五を乗じて得た日数	月	平成六年九 (その日数)	納付日数に四を乗じて得た日数	月	平成六年八 (その日数)	納付日数に五を乗じて得た日数
平成六年十 (その日数)	納付日数に三を乗じて得た日数	月	平成六年九 (その日数)	納付日数に三を乗じて得た日数	月	平成六年八 (その日数)	納付日数に二を乗じて得た日数

(雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置)

**第十二条** 附則第一条第一号に掲げる改正規定の施行の日前に安定した職業に就いた受給資格者(旧雇用保険法第三十七条の六の規定により受給資格者とみなされた者を含む。)についての

新雇用保険法第五十六条の二第一項の規定による再就職手当の支給については、なお従前の例による。

二 旧日額対象の旧受給資格者(附則第八条の規定により従前の例によることとされた旧高年齢受給資格者を含む。)が施行日以後に安定した職業に就いた場合においては、附則第二条の規定により従前の例によることとされた基本手当の日額を新雇用保険法第十一条から第十八条までの規定による基本手当の日額と、附則第四条第一項の規定により従前の例によることとされた所定給付日数を新雇用保険法第二十二条に規定する所定給付日数とみなして、新雇用保険法第五十六条の二の規定を適用する。

前項の規定は、旧日額対象の旧受給資格者以外の旧受給資格者について準用する。この場合において、同項中「安定した職業に就いた場合におけることは、附則第二条の規定により従前の例によることとされた基本手当の日額を新雇用保険法第十六条から第十八条までの規定による基本手当の日額と」とあるのは、「安定した職業に就いた場合においては、新雇用保険法第六十一条の二第二項に規定する受給資格者であつて、当該職業に就いた日において六十歳に達しているものに就いた日において六十歳に達しているものにつれては、施行日に安定した職業に就くことにより施行日以後も被保険者であるもの(当該職業に就いた日前において新雇用保険法第六十一条の二第二項に規定する受給資格者であつて、当該職業に就いたものとみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第二項中「当該基本手当の日額の算定の基礎となつた賃金日額」とあるのは「当該被保険者を受給資格者と、平成七年四月一日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条(第三項を除く。)の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額(以下「みなし賃金日額」という。)と、同条第二項中「就職日の属する月」とあるのは「平成七年四月」と、「当該就職日の翌日」とあるのは「同月二日」と、同条第三項中「次条第一項の賃金日額」とあるのは「次条第一項のみなし賃金日額」と「次条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する次条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する次条第一項」とする。

三 新雇用保険法第六十一条第三項及び第四項の規定は、前項ただし書の被保険者に係る高年齢再就職給付金について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の規定」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する新雇用保険法第六十一条の二第一項の規定」と「みなし賃金日額」とあるのは「同項のみなし賃金日額」という。」と、「みなし賃金日額」とあるのは「同条第一項の規定」とあるのは「雇用保険法第六十一條の二第一項の規定」と「みなし賃金日額」とあるのは「同項のみなし賃金日額」という。」と、第

は当該支給対象月においてその日に応当する日(その日に応当する日がない月においては、その月の末日。)とあるのは「当該支給対象月の初日」と、同条第二項中「被保険者が六十歳に達した日の属する月から」とあるのは「平成七年四月から被保険者が」とする。

二 新雇用保険法第六十一条の二の規定は、施行日以後に安定した職業に就いた場合においては、附則第二条の規定により従前の例によることとされた基本手当の日額を新雇用保険法第十一条から第十八条までの規定による基本手当の日額と、附則第四条第一項の規定により従前の例によることとされた所定給付日数を新雇用保険法第二十二条に規定する所定給付日数とみなして、新雇用保険法第五十六条の二の規定を適用する。

前項の規定は、旧日額対象の旧受給資格者以外の旧受給資格者について準用する。この場合において、同項中「安定した職業に就いた場合におけることは、附則第二条の規定により従前の例によることとされた基本手当の日額を新雇用保険法第十六条から第十八条までの規定による基本手当の日額と」とあるのは、「安定した職業に就いた場合においては、新雇用保険法第六十一条の二第二項に規定する受給資格者であつて、当該職業に就いた日において六十歳に達しているものに就いた日において六十歳に達しているものにつれては、施行日に安定した職業に就くことにより施行日以後も被保険者であるもの(当該職業に就いた日前において新雇用保険法第六十一条の二第二項に規定する受給資格者であつて、当該職業に就いたものとみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第二項中「当該基本手当の日額の算定の基礎となつた賃金日額」とあるのは「当該被保険者を受給資格者と、平成七年四月一日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条(第三項を除く。)の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額(以下「みなし賃金日額」という。)と、同条第二項中「就職日の属する月」とあるのは「平成七年四月」と、「当該就職日の翌日」とあるのは「同月二日」と、同条第三項中「次条第一項の賃金日額」とあるのは「次条第一項のみなし賃金日額」と「次条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する次条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する次条第一項」とする。

三 新雇用保険法第六十一条第三項及び第四項の規定は、前項ただし書の被保険者に係る高年齢再就職給付金について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の規定」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する新雇用保険法第六十一条の二第一項の規定」と「みなし賃金日額」とあるのは「同項のみなし賃金日額」という。」と、「みなし賃金日額」とあるのは「同条第一項の規定」とあるのは「雇用保険法第六十一條の二第一項の規定」と「みなし賃金日額」とあるのは「同項のみなし賃金日額」という。」と、第

二 旧日額対象の旧受給資格者及び旧特例受給資格者に対する雇用保険法第五十七条の規定の適用については、同条第三項中「第十六条の規定」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第二条の規定」と、「基本手当の受給資格者」とあるのは「同条の規定による旧日額対象の旧受給資格者」と、「同条」と、「第十六条から第十八条まで」とあるのは「同条」とする。

三 施行日前に六十歳に達した被保険者に対する新雇用保険法第六十一條の規定の適用については、同条第一項中「当該被保険者が六十歳に達した日」とあるのは「平成七年四月一日」と、「当該被保険者が六十歳に達した日又

は当該支給対象月においてその日に応当する日(その日に応当する日がない月においては、その月の末日。)とあるのは「当該支給対象月の初日」と、同条第二項中「被保険者が六十歳に達した日の属する月から」とあるのは「平成七年四月から被保険者が」とする。

二 新雇用保険法第六十一条の二の規定は、施行日以後に安定した職業に就いた場合においては、附則第二条の規定により従前の例によることとされた基本手当の日額を新雇用保険法第十一条から第十八条までの規定による基本手当の日額と、附則第四条第一項の規定により従前の例によることとされた所定給付日数を新雇用保険法第二十二条に規定する所定給付日数とみなして、新雇用保険法第五十六条の二の規定を適用する。

前項の規定は、旧日額対象の旧受給資格者以外の旧受給資格者について準用する。この場合において、同項中「安定した職業に就いた場合におけることは、附則第二条の規定により従前の例によることとされた基本手当の日額を新雇用保険法第十六条から第十八条までの規定による基本手当の日額と」とあるのは、「安定した職業に就いた場合においては、新雇用保険法第六十一条の二第二項に規定する受給資格者であつて、当該職業に就いた日において六十歳に達しているものに就いた日において六十歳に達しているものにつれては、施行日に安定した職業に就くことにより施行日以後も被保険者であるもの(当該職業に就いた日前において新雇用保険法第六十一条の二第二項に規定する受給資格者であつて、当該職業に就いたものとみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第二項中「当該基本手当の日額の算定の基礎となつた賃金日額」とあるのは「当該被保険者を受給資格者と、平成七年四月一日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条(第三項を除く。)の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額(以下「みなし賃金日額」という。)と、同条第二項中「就職日の属する月」とあるのは「平成七年四月」と、「当該就職日の翌日」とあるのは「同月二日」と、同条第三項中「次条第一項の賃金日額」とあるのは「次条第一項のみなし賃金日額」と「次条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する次条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する次条第一項」とする。

三 新雇用保険法第六十一条第三項及び第四項の規定は、前項ただし書の被保険者に係る高年齢再就職給付金について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の規定」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する新雇用保険法第六十一条の二第一項の規定」と「みなし賃金日額」とあるのは「同項のみなし賃金日額」という。」と、「みなし賃金日額」とあるのは「同条第一項の規定」とあるのは「雇用保険法第六十一條の二第一項の規定」と「みなし賃金日額」とあるのは「同項のみなし賃金日額」という。」と、第

労働大臣は、施行日前に旧雇用保険法第十八条の規定により基本手当の日額が変更された場合においては施行日から、附則第三条の規定により基本手当の日額が変更された場合においては平成七年八月一日から、これらの変更の比率に応じて、新雇用保険法第六十一条第一項に規定する支給限度額を変更しなければならない。

この場合において、同項第二号中「その額が」とあるのは、「その額が雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十七号）附則第十四条第四項及び第五項の規定又は」とする。

附則第三条第二項の規定は、前項の規定により変更された同項の支給限度額について準用する。

（雇用保険の育児休業給付に関する経過措置）

**第十五条** 新雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する育児休業基本給付金及び新雇用保険法第六十一条の五第一項に規定する育児休業者職場復帰給付金は、新雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した日又は同条第三項に規定する休業を開始した日以後である支給単位期間について支給する。（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

**第十六条** 新雇用保険法第六十六条规定は、平成七年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（高齢求職者給付金の額に関する経過措置）

**第二十条** 高齢求職者給付金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が施行日前である当該高齢求職者給付金の支給を受けることができる者（以下「旧高齢受給資格者」という。）に係る高齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第三十一条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** （平成七年三月一七日法律第二十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

**附 則** （平成八年五月二二日法律第四十二条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年七月一日から施行する。

**附 則** （平成八年五月二二日法律第四十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年七月一日から施行する。

（第二条の規定の施行に伴う経過措置）

**第三条** 施行日前にされた雇用保険法第六十九条の規定による改定が、施行日の前日において「雇用保険に関する未決定の三箇月経過審査請求」という。に係る処分の取消しの訴えについては、第二条の規定による改定後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第七十一条の規定にかかわらず、その取消しの訴え提起することができる。ただし、当該処分について、その取消しの訴えを提起する前に、新雇用保険法第六十九条第二項の規定による再審査請求をしたときは、この限りでない。

**2** 履用保険に関する未決定の三箇月経過審査請求に係る処分について、その取消しの訴えが施行日前に提起されていたとき又は前項の規定により提起されたときは、当該雇用保険に関する未決定の三箇月経過審査請求については、新雇用保険法第六十九条第二項の規定は適用しない。

**附 則** （平成八年六月一四日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

**第一 条** この法律は、平成九年四月一日から施行する。

**第二百五十五条** 旧適用法人共済組合の組合員に係る施行日前に生じた失業等給付を支給すべき事由に関する失業等給付については、前条の規定による改正前の雇用保険法附則第三条の二の規定は、なおその效力を有する。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十七条、第二十五条、第五節の節名並びに第二十七条の改正規定、能開法第二十七条の次に節名を付する改正規定並びに能開法第二十七条の二第二項、第九十七条の二及び第九十九条の二の改正規定、第二条の規定（雇用促進事業団法第六条から第八条まで及び第十条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第一項第四号中「第十条第二項」を「第十条の二第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第一項第四号から第二十三条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則** （平成九年一二月一九日法律第一三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

**附 則** （平成一〇年三月三一日法律第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一次に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

の改正規定、第二条中船員保険法第三十三条ノ二第三項に一号を加える改正規定、同法第三十三条ノ十六ノ三第一項、第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十八条並びに第三十九条の改正規定並びに同法第五十五条に一項を加える改正規定並びに次条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定 平成十一年四月一日

（雇用保険の介護休業給付金に関する経過措置）

**第二条** 高年齢受給資格に係る離職の日が平成十一年四月一日前である高年齢受給資格者に係る高年齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。

**第二条** 高年齢受給資格に係る離職の日が平成十一年四月一日前である高年齢受給資格者に係る高年齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。

**第二条** 新雇用保険法第六十六条第一項及び附則第三条第一項の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第六十七条の二第一項に規定する介護休業給付金は、同項に規定する休業を開始した日又は同条第三項に規定する休業開始応当日が平成十一年四月一日以後である支給単位期間について支給する。（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

**第四条** 新雇用保険法第六十六条第一項及び附則第三条第一項の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第六十七条の二第一項に規定する介護休業給付金は、同項に規定する休業を開始した日又は同条第三項に規定する休業開始応当日が平成十一年四月一日以後である支給単位期間について支給する。（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。), 第四十一条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る), 第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書<sup>第六十条</sup>第四项及び第五項、第七十三条、第七十七条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定 公布の日

(国等の事務)

**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(不服申立てに関する経過措置)

**第一百六十一条** 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。(罰則に関する経過措置)

**第一百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)  
**第二百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。  
(検討)  
**第二百五十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについても、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行るものとする。  
**第二百五十六条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
**附 則 (平成一年一二月二二日法律第  
一六〇号) 抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、  
二 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二  
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び  
第千三百四十四条の規定  
**附 則 (平成一年一二月二二日法律第  
一六〇号) 抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**第二十五条** この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合には、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則に規定による改正後のこれらの規定にかかるわらず、なお従前の例による。  
一から三まで 略

四 雇用保険法第二十二条の二第一項第一号ハ  
（罰則の適用に関する経過措置）  
**第二十六条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二年三月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第八条及び第十条（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律附則第二十四条及び第二十五条の改正規定に限る。）並びに附則第二条から第七条まで、第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条から第二十一条まで及び第二十九条の規定は平成十四年三月三十一日から、第四条、第六条、第九条及び第十条（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第二十八条及び附則第二十三条の改正規定に限る。）並びに附則第八条、第九条、第十三条、第十六条及び第二十二条から第二十七条までの規定は同年四月一日から施行する。

附 則（平成二年五月一二日法律第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条第一項の改正規定 公布の日

二 第一条中雇用保険法第六十二条第一項第二号の改正規定 平成十二年十月一日

三 第一条中雇用保険法第六十一条の四第四項、第六十一条の五第二項及び第六十一条の七第四項の改正規定、第三条中船員保険法第三十六条第四項、第三十七条第二項及び第三十八条第四項の改正規定並びに附則第七条、第八条、第十四条及び第十五条の規定、附則第二十三条中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第六十八条の二及び第六十八条の三第一項の改正規定、附則第二十四条の規定、附則第二十八条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第七十条の一及び第七十条の三第一項の改正規定並びに附則第二十九条の規定 平成十三年一月一日

**第二条** 受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額の端数処理については、なお従前の例による。

（短時間労働被保険者であつた受給資格者に関する賃金日額に関する経過措置）

**第三条** 旧受給資格者でその受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であつたものに係る第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第十七条第四項第一号イの規定の適用については、なお従前の例による。

（基本手当の支給の期間及び日数並びに所定給付日数に関する経過措置）

**第四条** 旧受給資格者に係る雇用保険法第二十条の規定による期間及び日数並びに同法第二十二条第一項に規定する所定給付日数については、なお従前の例による。

（雇用保険の個別延長給付の支給及び延長給付に関する調整に関する経過措置）

**第五条** 旧受給資格者に係る第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第二十二条の二及び第二十三条の規定による個別延長給付の支給並びに旧雇用保険法第二十八条の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なお従前の例による。

（雇用保険の再就職手当の額に関する経過措置）

**第六条** 旧受給資格者に係る雇用保険法第五十六条の二第三項の規定による再就職手当の額については、なお従前の例による。

（雇用保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置）

**第七条** 雇用保険法第六十一条の四第三項に規定する支給単位期間であつて、その初日が平成十三年一月一日以前であるものについて支給される同条第一項の育児休業基本給付金の額については、なお従前の例による。

（雇用保険法第六十一条の五第二項に規定する休業をした期間内に同項に規定する支給単位期間（以下この項において単に「支給単位期間」という。）であつて、その初日が平成十三年一月一日以前であるものがある場合における同条第一項の育児休業者職場復帰給付金の額は、な

月一日前である支給単位期間の数に当該支給単位期間に支給を受けることができる育児休業基本給付金に係る休業開始時賃金日額に三十乗じて得た額（以下この項において「休業開始時月額」という。）の百分の五に相当する額と（雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置）

**第八条** 雇用保険法第六十一条の七第三項に規定する支給単位期間であつて、その初日が平成十三年一月一日前であるものについて支給される同条第一項の介護休業給付金の額については、なお従前の例による。

（雇用保険の国庫負担等に関する経過措置）

**第九条** 平成十二年度以前の年度に係る雇用保険の国庫の負担額については、なお従前の例によ

る。

2 平成十二年度以前の会計年度に係る労働保険特別会計雇用勘定における国庫負担金の過不足の調整については、なお従前の例による。

**第四十条** この附則に規定するものほか、こ

の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

### 附 則 (平成一三年四月二五日法律第三五号) 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第一条及び第六条の規定並びに次条（第二項後段を除く。）及び附則第六条の規定、附則第十一条の規定（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第一二十号の十三の改正規定を除く。）並びに附則第十二条の規定は、同年六月三十日から施行する。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

**第三条** この法律の施行の日（以下「施行日」といふ。）前に第四条の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第二条十五第一条の措置が決定された旧雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者に係る当該措置に基づく基本手当の支給及び旧雇用保険法第二十八条の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なお従前の例による。

（雇用保険法の一部改正による改正前の雇用

保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第二条十五第一条の措置が決定された旧雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者に係る当該措置に基づく基本手当の支給及び旧雇用保険法第二十八条の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なお従前の例による。

（雇用保険の介護休業給付金の額に関する経

過措置）

（雇用保険の国庫負担等に関する経過措置）

**第九条** 平成十二年度以前の年度に係る雇用保

険の国庫の負担額については、なお従前の例によ

る。

### 附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇二号) 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十四年十月一日から施

行する。

（施行期日）

**附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一六五号) 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。た

だし、附則第六条（障害者の雇用の促進等に関

する法律第十十四条第二項の改正規定（第二十

七条第三項）を「第五十四条第三項」に改める

部分を除く。）を除く。）、第七条、第八条、第十

十条及び第十二条から第十九条までの規定は、

平成十五年十月一日から施行する。

（施行期日）

**附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一七〇号) 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。た

だし、附則第六条から第九条まで及び第十二条

から第三十四条までの規定については、平成十

六年三月一日から施行する。

（施行期日）

**附 則 (平成一五年四月三〇日法律第三一号) 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十五年五月一日から施

行する。

（返還命令等に関する経過措置）

**第二条** この法律の施行の日（以下「施行日」といふ。）前にした偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者に対するその失業等給付の全部又は一部を返還すること又はその失業等給付の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例によ

る。

（雇用保険の就業促進手当等の支給に関する経

過措置）

**第八条** 新雇用保険法第五十六条の二の規定は、

施行日以後に職業に就いた新雇用保険法第五

六条の二第二項に規定する受給資格者等（以下

この項において「受給資格者等」という。）に

対する同条第一項の規定による就業促進手当の

支給について適用し、施行日前に職業に就いた

受給資格者等に対する第一条の規定による改正

の施行に對する第一条の規定による改正

の

に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号。以下この項において「改正法」という。）附則第三条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。」  
（雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置）

項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

**第十四条** 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

六〇号 指

第一条 この法律は、立成一七年四月一日から施行する。

（雇用保険の市町村合併による給付金の取り扱い等  
者職場復帰給付金の額に関する経過措置）

第六十一条の四第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る育児休業基本

給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額の算定については、なお従前の例による。

## (雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置)

**第五条** 雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに

係る介護休業給付金の額の算定については、な  
お従前の例による。

附則（平成一七年七月二六日法律第八  
二号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

（施行期日）一號抄  
（西暦）一九二九年六月二十日施行第八

**第一条** この法律は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年四月二三日法律第三〇号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。た  
**(施行期日)**

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。





と、「同条の一」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

(政令への委任) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**第十一条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成二三年五月一〇日法律第四七号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(雇用保険法の一部改正に伴う経過措置)  
**第五条** 前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。(政令への委任)

**第十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成二四年三月三一日法律第九号) 抄**

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (平成二六年三月三一日法律第一号) 抄**

この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から進手当については、なお従前の例による。

(教育訓練給付金に関する経過措置)

**第三条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(次条において「一部施行日」という。)前に改正前の雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した同項各号のいずれかに該当する者に対する同項の規定による教育訓練給付金については、なお従前の例による。

**第四条** 改正後の雇用保険法附則第十一条の二の規定は、一部施行日以後に同条第一項の厚生労働省令で定める教育訓練(次項において「新教育訓練」という。)を開始した同条第一項に規定する者について適用する。

**第五条** 改正後の雇用保険法第六十条の二第一項の規定により教育訓練給付金の支給を受けた者(雇用保険法等の一部を改正する法律(令和六年法律第一号)第一条の規定(同法附則第一号第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の雇用保険法第六十条の三第三項の規定により教育訓練給付金の支給があったものとみなされた者を除く。)であつて、一部施行日以後に初めて新教育訓練を開始したものの(改正後の雇用保険法第六十条の二第一項の規定により新教育訓練以外の同項に規定する教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けた者を除く。)については、雇用保険法附則第十一条の二の規定を適用する。

**第六条** この法律による改正前の法律の規定によつて不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

**第七条** この法律による改正前の法律の規定によつて不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ取消しの訴え提起することができる事項であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものとの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

**第八条** この法律による改正前の法律の規定によつて不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に該当する場合におけるこの法律の施行の例による。

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第一七号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中雇用保険法第六十二条第一項及び第六十三条第一項の改正規定 第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第一項及び第三十三条の規定並びに附則第十三条、第三十

二 第二条中雇用保険法第三十七条の四第二項、第六十六条の四第四項及び第六十六条第四項の改正規定並びに附則第十条、第十五条、第六十三条第一項の改正規定並びに附則第十二条第一項及び第二项、附則第十九条、第二十条、第二

二 第二十六条、第二十八条及び第三十二条の規定並びに附則第十三条の規定 平成二十九年八月一日

三 第二条中雇用保険法第六十六条第三項第一項、第六十六条の四第四項及び第六十六条第四項の改正規定並びに附則第十条、第十五条、第六十三条第一項及び第二项、附則第十九条、第二十条、第二

二 第二十二条並びに第二十三条の規定 平成二十九年八月一日

四 第二条中雇用保険法第六十六条第三項第一号イの改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第一項及び第六項の改正規定、同法第十二条第一項及び第六項の改正規定、同法第十五条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第十六条及び第十八条の改正規定、同法第十九条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第十九条の二を削る改正規定、同法第十六条及び第十八条の改正規定、同法第十九条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第十九条の二を削る改正規定並びに同法第二十二条第三項、第三十一条及び第三十二条第一項の改正規定並びに附則第九条の規定 平成二十九年四月一日

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。

**附 則 (平成二七年九月一八日法律第七七号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。

**附 則 (平成二七年九月一八日法律第七七号) 抄**

この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から

(経過措置の原則)

**第五条** 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るるものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

**第六条** この法律による改正前の法律の規定によつて不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

**第七条** この法律による改正前の法律の規定によつて不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ取消しの訴え提起することができる事項であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものとの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

**第八条** この法律による改正前の法律の規定によつて不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に該当する場合におけるこの法律の施行の例による。

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第一七号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中雇用保険法第六十二条第一項及び第六十三条第一項の改正規定 第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第一項及び第三十三条の規定並びに附則第十三条、第三十

二 第二条中雇用保険法第三十七条の四第二項、第六十六条の四第四項及び第六十六条第四項の改正規定並びに附則第十条、第十五条、第六十三条第一項及び第二项、附則第十九条、第二十条、第二

二 第二十二条並びに第二十三条の規定 平成二十九年八月一日

三 第二条中雇用保険法第六十六条第三項第一号イの改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第一項及び第六項の改正規定、同法第十二条第一項及び第六項の改正規定、同法第十五条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第十六条及び第十八条の改正規定、同法第十九条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第十九条の二を削る改正規定並びに同法第二十二条第三項、第三十一条及び第三十二条第一項の改正規定並びに附則第九条の規定 平成二十九年四月一日

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。

**附 則 (平成二七年九月一八日法律第七七号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。

**附 則 (平成二七年九月一八日法律第七七号) 抄**

この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から

以後に第一条改正後雇用保険法第六十一条の六第一項に規定する休業を開始した者（第三項の規定により第二条の規定による改正後の雇用保険法（以下「第二条改正後雇用保険法」といいう。）第六十一条の六の規定が適用される者を除く。）について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法（次項において「第一条改正前雇用保険法」という。）第六十一条の六第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

2 第一条改正後雇用保険法附則第十二条の二の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始された第一条改正後雇用保険法第六十一条の六第一項に規定する休業に係る介護休業給付金について適用し、同日前に開始された第一条改正前雇用保険法第六十一条の六第一項に規定する休業に係る介護休業給付金については、なお従前の例による。

3 第二条改正後雇用保険法第六十一条の六の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第一項に規定する介護休業を開始した者について適用し、施行日前に第二条の規定による改正前の雇用保険法（以下「第二条改正前雇用保険法」という。）第六十一条の六第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

（高年齢被保険者に関する経過措置）

第三条 六十五歳に達した日以後に雇用された者であつて、施行日前から引き続いて雇用されている者（雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。）については、施行日に当該者が当該事業主の適用事業に雇用されたものとみなして、第二条改正後雇用保険法の規定を適用する。（就業促進手当に関する経過措置）

第四条 第二条改正後雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当する者となつた者について適用し、施行日前に第二条改正前雇用保険法第五十六条の三第一項（移転費に関する経過措置）

第五条 施行日前に第一条改正前雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者となつた者（次条において「旧高年齢受給資格者」という。）（施行日以後に高年齢受給資格者）という。（施行日前に第一条改正前雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者に対する就業促進各号に該当する者となつた者に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。）

（第二条改正後雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者をいう。次条において同じ。）日雇受給資格者（第二条改正後雇用保険法第五十六条の三第一項第二号に規定する日雇受給資格者をいう。次条において同じ。）又は特例受給資格者（雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者をいう。次条において同じ。）となつた者を除く。）に対する雇用保険法第五十八条の規定による移転費の支給については、なお従前の例による。（求職活動支援費に関する経過措置）

第六条 第二条改正後雇用保険法第五十九条の規定は、求職活動に伴う施行日以後に同条第一項各号に規定する行為（当該行為に係る第二条改正前雇用保険法第五十九条の規定による広域求職活動費が支給されている場合における当該行為を除く。）をした者（施行日前一年以内に旧高年齢受給資格者となつた者であつて施行日以後に高年齢受給資格者、日雇受給資格者又は特例受給資格者となつてないものを除く。）について適用し、施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をした者に対する広域求職活動費の支給については、なお従前の例による。（教育訓練給付金に関する経過措置）

第七条 高年齢継続被保険者（第二条改正前雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者をいう。以下この条において同じ。）が施行日前に高年齢継続被保険者でなくなり、施行日以後に第二条改正後雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した場合において、同項第一号に規定する基準日がその者が高年齢継続被保険者でなくなつた日から同項第二号の厚生労働省令で定める期間内にあるときにおける同号の規定の適用については、同号中「高年齢被保険者」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十七号）第二条の規定による改正前の雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者」とする。（育児休業給付金に関する経過措置）

第八条 第二条改正後雇用保険法第六十一条の四の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する各号に該当する者となつた者について適用し、施行日前に第二条改正前雇用保険法第五十六条の三第一項（移転費に関する経過措置）

第九条 第二条改正後雇用保険法第六十六条の三第二項の規定は、以後の年度に係る国庫の負担額に改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに第十九条第一項第一号及び第二項、第五十六条の三第三項第一号並びに第三号口及びハ、第六十一条第一項第二号及び第七項、第七十二条第一項並びに第八十条の改正規定並びに同法附則第十一条の二第三項の改正規定（第四号に掲げる部分を除く。）平成二十九年八月一日

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第十一条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第十四条 第二条中雇用保険法第六十一条の四第一項の改正規定及び第七条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに附則第十五条、第十六条及び第二十三条から第二十五条までの規定平成二十九年十月一日

第十五条 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十六条第一項、第六十条の二第一項の改正規定並びに同条第十三条の四第二項の規定は、附則第一号第二号十六条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条及び第四十八条の規定附則第三条から第二十五条までの規定平成二十九年十月一日

第十六条 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第七十六条第一項、第六十条の二第四項、第七十七条前条の規定による改正後の雇用保険法第十条の四第二項の規定は、附則第一号第二号十六条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条及び第四十八条の規定附則第三条から第二十五条までの規定平成二十九年十月一日

第十七条 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第七十六条第一項、第六十条の二第四項、第七十七条前条の規定による改正後の雇用保険法第十条の四第二項の規定は、附則第一号第二号十六条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条及び第四十八条の規定附則第三条から第二十五条までの規定平成二十九年十月一日

第十八条 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第七十六条第一項、第六十条の二第四項、第七十七条前条の規定による改正前の雇用保険法第十条の四第二項に規定する届出、報告又は証明をした同項に規定する職業紹介事業者等について適用し、同日前に前条に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する届出、報告又は証明をした同項に規定する職業紹介事業者等について適用し、同日前に前条に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する届出、報告又は証明をした同項に規定する職業紹介事業者等については、なお従前の例による。

附 则（平成二九年六月三日法律第六三号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 则（平成二九年六月三日法律第六三号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定平成三十年一日

## **第二条** 第一条の規定による改正後の雇用保険法 (基本手当の所定給付日数に関する経過措置)

(次条及び附則第四条において「第一条改正後雇用保険法」という。)第二十三条第一項の規定は、受給資格(雇用保険法第十三条第一項(同条第二項に於いて読み替えて適用する場合を除く。))

同条第一項において読み替えて適用する場合を除くことを含む。)の規定により基本手当の支給を受け受けることができる資格をいう。附則第三十一条において同じ。)に係る離職の日(以下この条及び附則第三十一条において「離職日」という。)がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後である者について適用し、離職日が施行日前である者に係る所定給付日数(雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数をいう。次条において同じ。)については、な

(返還命令等に関する経過措置)  
**第五条** 第二条の規定による改正後の雇用保険法（次条において「第一条改正後雇用保険法」という。）第十条の四第二項の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）以後に偽りの届出、報告又は証明をした者について適用し、第四号施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした者については、なお従前の例による。  
(移転費に関する経過措置)

定める。  
附 則（平成二十九年六月二日法律第四百三十六号）  
この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の二、第一百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。  
附 則（平成三〇年七月六日法律第七百四十一号）  
抄  
（施行期日）

規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十二条及び第十三条の二第一項の改正規定並びに正規規定並びに同法附則第十一条、第二十六条及び第二十八条から附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日  
二 第一条中雇用保険法第十四条に一項を加え  
る改正規定並びに同法第三十七条の三第一項及び第三十九条第一項の改正規定並びに同法附則第三条の改正規定並びに次条の規定 会

(個別延長給付及び地域延長給付に関する経過措置)

支給を受け終わった日が施行日前である者に係る第一条の規定による改正前の雇用保険法(以下この項及び附則第三十一条において「第改正前雇用保険法」という。)附則第五条の規定による基本手当の支給(次項において「旧個別延長給付」という。)及び同条第四項の規定により読み替えて適用する第一条改正前雇用保険法第二十八条の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なほ前の一例の見ること。

(教育訓練給付金に関する経過措置)  
**第七条** 第四号施行日前に第二条の規定による改正前の雇用保険法（次条において「第二条改正前雇用保険法」という。）第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した同項各号のいずれかに該当する者に対する教育訓練給付金については、なお従前の例による。  
(教育訓練支援給付金に関する経過措置)  
**第八条** 第四号施行日前に第二条改正前雇用保険法附則第十一条の二第一項に規定する教育訓練を開始した者に対する教育訓練支援給付金については、なお従前の例による。

**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

一 第三十条の規定並びに附則第七条第二項、第一人条第二項、第十四条及び第十五条の規定附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一 第十八号の改正規定 附則第十九条中高年齢者等の雇用安定等に関する法律（昭和四十六年法律第十八号）第二十八条及び第三十八条第三項改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法九条第一項第四号の改正規定（「平成十年法律第四十六号」）の下に、「労働施策の総的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分限る。並びに附則第三十条の規定公布

びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

第一条中雇用保険法第六十二条第一項第三号及び第六十六条第三項第一号イの改正規定並びに同条第四項の改正規定（「前項第三号」を「前項第四号」に改める部分を除く。）、第三条の規定、第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第一項第一号及び

（就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する附帯措置）

を行うことができる。この場合において、新個別延長給付に係る第一条改正後雇用保険法の規定（第十条の四及び第三十四条の規定を除く。）の適用については、旧個別延長給付の支給日数と相当する日数分の新個別延長給付をしたものとみなす。

**第四条** 第一条改正後雇用保険法附則第十条の規定は、雇用保険法第五十七条第一項第一号に規定する(総述指置)

行為に対する罰則の適用については、なお従前  
の例による。

**第三十五条** (その他の経過措置の政令への委任)  
この附則に規定するもののほか、  
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令  
によることとする。

**第一條** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正

**(罰則に関する経過措置)**

第九項の改正規定、同項を同条第十項として  
同条第八項の次に一項を加える改正規定並び

る規定にあつては、当該規定の施行前にし  
行為並びにこの附則の規定によりなお従前の  
によることとされる場合及びこの附則の規定  
よりなおその効力を有することとされる場合  
におけるこの法律の施行後にした行為に対する  
則の適用については、なお従前の例による。

に同条に一項を加える改正規定並びに同法附則第十一項の改正規定、第五条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第二百二十二条第二項の改正規定及び同法附則第十九条の改正規定（令和元年度）を「令和二年度」に改称する部分を除く。並びに附則第九条第二項又は第二十一条第一項の規定並びに同法附則第十九条の改正規定並びに同法附則第十一項の改正規定、第五条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第二百二十二条第二項の改正規定及び同法附則第十九条の改正規定（令和元年度）を「令和二年度」に改称する部分を除く。並びに附則第九条

号附則（令和二年三月三日法律第一抄）

令和二年四月一日 条第二項及び第十一条第一項の規定



第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第二項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十八条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「第十五条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」とを削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日  
(返還命令等に関する経過措置)

**第二条** 第一条の規定(前条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の雇用保険法第十四条の第二項(国家公務員退職手当法第十条第十四項において準用する場合を含む。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)以後に偽りの届出、報告又は証明をした者について適用し、第三号施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした者については、なお従前の例による。  
(支給の期間の特例に関する経過措置)

**第三条** 第一条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の雇用保険法第二十条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(附則第十二条において「第二号施行日」という。)以後に同法第二十条の二に規定する者に該当するに至った者について適用する。  
(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

**第四条** 第一条の規定(附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の雇用保険法第六十六条から第六十七条の二まで及び附則第十三条の規定は、令和四年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。  
(検討)

**第九条** 政府は、令和六年度までを目途に、雇用保険法の規定による育児休業給付(次項において「育児休業給付

4 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律により改正された雇用保険法及び職業安定法の規定の施行の状況等を勘案し、当該規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
（政令への委任）

**第二十八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和六年五月一七日法律第二六六号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法附則第十三条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「から第五号まで」を「及び第五号」に改める部分に限る。）、同法附則第十四条及び第十四条の二を削る改正規定、同法附則第十四条の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（第六十六条第六項）を「第六十六条第五項」に改める部分を除く。）、同条を同法附則第十四条とする改正規定、同法附則第十四条の四を削る改正規定並びに同法附則第十五条の改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の改正規定（「育児休業給付に係る国庫の負担額を除く。」）を削る部分に限る。）、同法附則第十条の二及び第十二条第一項、第二十七条第二項及び第三十一条の規定 公布の日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日

附則（令和四年六月一七日法律第六八〇号）抄

4 在り方について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律により改正された雇用保険法及び職業安定法の規定の施行の状況等を勘案し、当該規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

二 第一条中雇用保険法第六十条の二第四項及び第七十六条第四項の改正規定並びに附則第三条の規定 令和六年十月一日

三 第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）第四条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第一百一条第二項、第百五条及び第一百一十三条の七第二項の改正規定、同法附則第二十条の二第二項の改正規定（第一項第四号）を「第一項第五号」に、「第一項第三号から第五号まで」を「第一項第四号から第六号まで」に改める部分に限る。）並びに同条第二項の改正規定（令和四年度）を「令和五年度」に改める部分、「第六項」を「第五項を」に改める部分及び「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改める部分を除く。）並びに附則第十七条第一項、第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定

四 令和七年十月一日

五 第二条中雇用保険法第六条第一号、第十四条第一項及び第三項、第十六条第一項、第十七条第四項第一号、第十八条第四項並びに第十九条の改正規定、同法第三十一条第二項を削る改正規定並びに同法第三十七条规定第九項、第三十七条の四第六項、第三十七条の五第一項第二号及び第三号、第三十八条规定第一項第二号、第四十条第四項、第五十一条第三項、第七十四条第二項、第七十九条の二並びに附則第十一条の二第三項及び第五項の改正規定並びに第七条の規定並びに附则第三条第二項から第四項まで、第五条第二項、第七条から第十六条まで、第十七条第二項及び第十八条から第二十三条までの規定 令和十年十月一日

（基本手当等の給付制限に関する経過措置）

六 第一条の規定（前条第一号及び第二号に掲げる改正規定を除く。次条第一項において同じ。）による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第三十三条第一項第二号に及び第三号（雇用保険法第三十七条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新雇用保険法第三十三条第一項第一号に規定する訓練を開始した受給資格者（雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者をいう。次条第二項において同じ。）について適用する。

（就業促進手当の支給に関する経過措置）

七 第三条 新雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当する者とならず。

第六条の三第一項各号に該当する者となつた者に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

(教育訓練給付金の支給に関する経過措置)

**第四条** 第一条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る)による改正後の雇用保険法第六十六条の二第四項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した者について適用し、同日前に当該教育訓練を開始した同項各号のいずれかに該当する者に対する教育訓練給付金については、なお従前の例による。

(教育訓練支援給付金の支給に関する経過措置)

**第五条** 新雇用保険法附則第十一条の二第三項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する教育訓練を開始した者について適用し、施行日前に旧雇用保険法附則第十二条の二第一項に規定する教育訓練を開始した者に対する教育訓練支援給付金については、なお従前の例による。

(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

**第六条** 第一条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。次項において同じ。)による改正後の人材育成事業に要する費用に係る国庫の負担については、なお従前の例による。

(教育訓練休暇給付金の支給に関する経過措置)

**第七条** 第四条の四第二項に規定する令和四年度における雇用安定事業に要する費用に係る国庫の負担については、なお従前の例による。

(教育訓練休暇給付金の支給に関する経過措置)

**第十七条** 第二条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の雇用保険法(以下「第三号新雇用保険法」という。)による改正規定の施行の日以後に第三号新雇用保険法第六十条の三の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に第三号新雇用保険法第六十条の三第一項に規定する教育訓練休暇を開始した一般被保険者(第三号新雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者をいう。次項において同じ。)について適用する。

(検討)

法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
2 政府は、育児休業給付の財政状況について不

断の検証を行い、その状況が安定的に推移している場合には、育児休業給付の財政状況、国の財政状況等を踏まえ、この法律による改正後の育児休業給付の国庫負担その他の事項に関する検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

**第三十四条** この附則に定めるもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (令和六年六月一二日法律第四十七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定(〔施行日から起算して五年を経過する日〕を「令和十二年三月三十日」に改める部分に限る)並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日
- 二 附則第四十三条の規定 この法律の公布の日又は雇用保険法等の一部を改正する法律(令和六年法律第二十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日

イ から本まで 略

ヘ 第十三条及び附則第十四条の規定

**第十四条** 第十三条の規定による改正後の雇用保険法(次項において「新雇用保険法」という。)第六十一条の十の規定は、第四号施行日以後に同条第一項に規定する出生後休業を開始する者について適用する。

2 新雇用保険法第六十一条の十二の規定は、第四号施行日以後に同条第一項に規定する育児時短就業を開始する者について適用する。

**第四十五条** この法律(附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定(罰則に関する経過措置)

以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第四十六条** この附則に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

**第四十八条** 政府は、この法律の施行後五年を用途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。